

# 武庫川女子大学教育研究所・大学院臨床教育学研究科

## 倫理審査指針

本研究所および研究科の構成員が、臨床教育学に関する教育・研究・実践を行う際、「倫理審査申請書兼研究計画書」を教育研究所倫理委員会に提出し、審査を受けなければならない。

なお、臨床教育学に関する教育・研究・実践を行う場合、以下のようなことが想定されるが、基本的には倫理綱領などを遵守して適正な教育・研究・実践活動を行うことが重要である。

- ・評価・アセスメント・心理テスト・診断面接を実施する場合
- ・実験法を実施する場合
- ・観察法・参与観察法を実施する場合
- ・質問紙調査を実施する場合
- ・インタビュー調査を実施する場合
- ・心理面接・家族面接・グループワークなどを実施する場合
- ・教育・トレーニングのためのスーパービジョンを実施する場合
- ・他機関とのコラボレーション・コンサルテーションを行う場合
- ・司法機関とのコラボレーション・コンサルテーションを行う場合
- ・文献レビューを行う場合
- ・その他

### 研究計画書の記載事項

#### 1. 教育・研究・実践計画と概要の形式について

- ・教育・研究・実践の意義・目的・方法・予測される成果等を明記すること。
- ・教育・研究・実践の対象者からインフォームド・コンセントを得ている文書を添付すること。

#### 2. 情報開示について

- ・情報開示形式が複数準備できる場合、可能な全ての形式を示しておくこと。
- ・研究等内容についての詳細を説明できるコンタクトパーソンを明記すること。
- ・教育研究所倫理委員会の連絡先も明記すること。

#### 3. 研究対象者のプライバシー保護について

- ・研究対象者の身元が直接的・間接的に同定されることのないようにすること。
- ・研究対象者が同定されることのないように、データーをコード化し厳重に保管すること。

#### 4. 教育・研究・実践に協力することに伴う不利益と利益について

- ・ 教育・研究・実践に協力することによって生じる不利益、例えば身体的・心理的負担、時間・活動の制限などについて、充分に理解が得られるように説明すること。
- ・ 教育・研究・実践に協力することによって得られる利益、例えば対象者の協力によって臨床教育学の発展に寄与・貢献できることなどについて、過不足なく説明すること。

#### 5. 研究対象者との間に他の機関や人が介在することについて

- ・ 教育・研究・実践に際して、他の機関や人が介在する場合は、それを明記すること。
- ・ 他の機関においても審査が必要な場合は、その審査結果のコピーを添付すること。
- ・ 教育研究所倫理委員会の審査結果を、当該機関に連絡すること。

#### 付記

この倫理審査指針は、平成 17 年 7 月 1 日より施行する。

改訂：平成 27 年 4 月 1 日